

- 民間主導による目標・基準の設定を行い、適切な情報共有の場を国と事業者の間に確立すれば良い。( (株)IIJ)
- 法律で規制せずともマルチステークホルダーの1員として政府がラストリゾートの役割を果たせるのではないか。( (社)JPNIC)
- CO2の削減について経団連が自主行動計画を立てたことによって政府の削減政策に協力するというをやった。これは参考になるのではないか。(新美委員)
  
- 政府とJPNICが契約を締結し信頼性・透明性を担保することで、民間主導という原則を維持しつつ一定のガバナンスを入れていく仕組みが出来るのではないか。(新経済連盟)
- 法律に裏付けが無い契約は議会の目が届かず透明性がないという批判もある。(山本委員)
- 契約で規律すれば、よりフレキシビリティがあるが、契約を結ぶ根拠を明確にする上でも法律等の制度が必要なのではないか。(加藤委員)
- ccTLDの運営は、民間主導で運営され、運営の方向をマルチステークホルダーで決め、必要なものは政府との契約で担保しつつ、契約には法律が必要、という流れが良いのではないか。(沢田委員)
- 契約において、仮に法律が必要だとしても、国が契約を結ぶ根拠として必要であり、その目的をしっかりと定めれば、ドメイン名の管理・運営の中にまで不必要に立ち入ることは防げる。(森委員)
  
- 大きな枠組みを法律で定め、中身はステークホルダーや事業者の取組みに任せるという制度の形はあり得る。(山本委員)
- 米国ではフェアトレードをしなければならないという法律の枠があり、何がフェアかは各業界がステークホルダーと決める。このように、ルールを作る骨格を法律で決め、中身はそれぞれのやり方で用意するというやりかたもあるのではないか(新美委員)
- 大きな災害等が起こった時にラストリゾートとして政府が動くための糸口を法律等で用意しておく必要があるのではないか。(新美委員)
- 本来自由である民間企業にマルチステークホルダープロセスで意見を述べることを担保するためには法律が必要なのではないか。(沢田委員)
- 民事の世界でいうと、契約ではなく債務負担という考えもある。ただ、単独の債務負担となると限定的な場面にしか出てこない上に、義務になっているかという点が不明確なので、場合によってはそういう宣言が出来るとして、それに拘束力があるということを法律に書くという仕組みもあり得るかもしれない。(小塚委員)

# 規律、国の関与に関する主な議論

- 最近では官から民、いわゆるディレギュレーションからさらに先に行き、コレギュレーションということで、官と民が適切に関わっていく流れがある。政府が関わることは、決して流れに反している話ではない。(小塚委員)
- 国の関与にも色々な程度がある。例えば、契約というやり方の中でも、国との契約を法律で義務とする方法もあれば、法律での義務としないという方法もある。また、仮に法律に書くとしても、どの程度細かく契約に関することを書いておくかという論点もある。(山本委員)
- 政府が関与する場合、民間主導の風土、あるいは実際の活力が失われないような形をとらなくてはならない。(山本委員)
- マルチステークホルダーがしっかりと議論できる場を設定するというのも、国の役割の一つとして考えられるのではないかと。(沢田委員)
- ユーザはいざとなったら国が何とかしてくれると漠然と思ってインターネットを利用しているのではないかと。(吉川委員)
- 大変な災害等があった場合に、完全に民間だけの手では今のインターネットの制度、社会を守れない。諸外国では、必要最低限の政府関与について考えられているが、そういう体制をどうやって維持していくか考えるべきではないかと。(加藤委員)
- インターネットというのはグローバルで自由な空間という価値が大事。そこでは自由な活動ができ、言論の表明もできる。(小塚委員)
- インターネットを巡る環境は日々変化していくため、その都度対応が必要。法律で枠組みを定めると、環境の変化に対応するのが難しくなる。(江崎主査代理)
- インターネットの世界を法律等によってむやみに規制しようとするのは、我が国のインターネットの発展を阻害する。((株)IIJ)
- 「.JP」のDNSサーバーのみでなく、名前解決に関係するその他のDNSサーバーも動かないとインターネットは繋がらない。((株)JPRS)